

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

宮代町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 百間地域

(1) 現況

本地域は、本町の南東部に位置する概ね平坦な水田地帯であり、主として大落古利根川や中須用水及び百間用水等の農業用水路からかんがいを行っている。

農地に関しては、昭和時代に実施された耕地整理・土地改良（10a区画）による整備を実施した水田が多く、宮代町人・農地プランに位置づけられた担い手経営体や認定農業者を中心に水稲の作付けが行われている。

今後も、営農環境の維持や農村環境の保全を行っていくため、農業者を中心とした地域の人々の参加により、農業用施設（水路等）の維持管理活動に努めていく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 須賀地域

(1) 現況

本地域は、本町の北西部に位置する概ね平坦な水田地帯であり、主として備前堀川や備前前堀川、中須用水等の農業用水路からかんがいを行っている。

農地に関しては、昭和時代に実施された土地改良（10a区画）による整備を実施した区域では、宮代町人・農地プランに位置づけられた担い手経営体や認定農業者を中心に水稲の作付けが行われている。また、本地域では圃場整備の未実施区域が多く、これら未実施区域の一部では田畑転換によって他市町の大規模農家や農業法人による畑作として利活用が行われている。

今後も、営農環境の維持や農村環境の保全を行っていくため、農業者を中心とした地域の人々の参加により、農業用施設（水路等）の維持管理活動に努めていく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	百間地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
②	須賀地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定めている場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

設定しない。